重 要

MEDIAS® NEC-102 セットアップに関するご案内
兼「BIGLOBE 3G」重要事項および特約について

このたびは、「BIGLOBE 3G」および MEDIAS NEC-102 にお申し込みいただき、誠にありがとうございます。「BIGLOBE 3G」および MEDIAS NEC-102 をご利用いただくにあたり、必ずお読みいただきたい重要事項・特約、および MEDIAS NEC-102（以下、本端末と記載）のセットアップについてご案内いたします。

【本書の内容】

本端末のセットアップについて ･････････････････････ ii～v ページをご覧ください

「BIGLOBE 3G」重要事項

BIGLOBE サービス「BIGLOBE 3G」特約

BIGLOBE サービス「BIGLOBE 3G」対応端末の販売特約

※特約の最新版は、http://support.biglobe.ne.jp/kiyaku/ をご覧ください。

■お問い合わせ先

＜サービス内容や各種変更手続きなど、事務手続きに関するお問い合わせ＞

BIGLOBE カスタマーサポート インフォメーションデスク（9:00～21:00 365 日受付）

一般電話の場合：**0120-86-0962（通話料無料）**

携帯電話など上記番号が利用できない場合：**03-6385-0962（通話料お客さま負担）**

＜接続設定など技術内容に関するお問い合わせ＞

BIGLOBE カスタマーサポート テクニカルサポートデスク（9:00～21:00 365 日受付）

一般電話の場合：**0120-68-0962（通話料無料）**

携帯電話など上記番号が利用できない場合：**03-6328-0962（通話料お客さま負担）**

＜NEC カシオモバイルコミュニケーションズ株式会社製「MEDIAS NEC-102」に関するお問い合わせ＞

BIGLOBE デジタル機器サポートセンター（9:00～21:00 365 日受付）

電話番号：**0120-929-089（通話料無料）**

・「MEDIAS®／メディアス®」および関連する名称・ロゴは NEC カシオモバイルコミュニケーションズ株式会社の商標および登録商標です。
・「Google」「Google Play」は、Google Inc.の商標または登録商標です。
・その他本文中に記載されている会社名および商品名は、各社の商標または登録商標です。

発行元: NECビッグローブ株式会社 〒141-0032 東京都品川区大崎一丁目 11-1（ゲートシティ大崎 ウエストタワー）

AM1-002090-001

ZBN1206001

本端末のセットアップについて

本端末をご利用いただくには、はじめにセットアップが必要です。
本端末に同梱のセットアップガイドと本書をあわせてご覧になり、本書に記載の手順でセットアップをしてください。

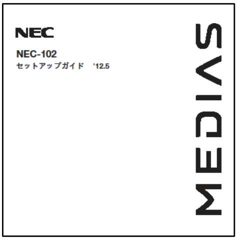

セットアップガイド
（MEDIAS NEC-102
に同梱）

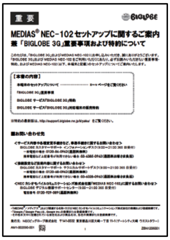

本書

1. UIM カード、microSD カード、電池パックの取り付け

UIM カードおよび電池パックは、セットアップガイドの「2. UIM カード、microSD カード、電池パックの取り付け」にしたがって取り付けてください。
microSD カードは、あらかじめ本端末に取り付けられていますので、お客さまによる取り付け作業は不要です。

※本端末には、microSD カードの上位規格である microSDHC カード（8GB）（試供品）が取り付けられています。

2. 初回起動時の設定

電源キーを 2 秒以上押して、電源を入れます。
はじめて電源を入れたときは、初期設定画面が表示されますので、セットアップガイドの「3. 初回起動時の設定」にしたがって設定をしてください。

※電池の残量が十分でない場合がありますので、お使いになる前に、同梱の AC アダプタに接続するか、もしくは同梱の USB ケーブルでパソコンに接続して充電を行ってください。
※電源を切る場合は、電源キーを 1 秒以上押す→「電源を切る」→「OK」をタップします。

3. アクセスポイントの設定

インターネットに接続するためには、アクセスポイントの設定が必要です。
本端末では、アクセスポイントはあらかじめ設定されていますので、お客さまによる設定は不要です。
次の手順へ進んでください。

※新たに別のアクセスポイントを設定するなどの場合は、セットアップガイドの「4. APN（アクセスポイント）の設定」を参照して設定してください。

4. Google アカウント登録

Google アカウントを登録すると Google Play™ でさまざまなアプリケーションをダウンロードしご利用いただけます。「5. 便利なアプリケーション」でご紹介している「Wi-Fi AP スイッチ」をダウンロードするためにも必要ですので、次の手順にしたがってアカウントの登録を行ってください。

※すでに Google アカウントをお持ちの場合は、そのアカウントが使用できます。新規に登録する必要はありません。

＜登録方法＞

①

ホーム画面で ■■■ （メニュー）キーを押し、「設定」→「アカウントと同期」→「アカウントを追加」をタップします。
さらに「Google」をタップし、「次へ」→「作成」をタップします。

※すでに Google アカウントをお持ちの方は「ログイン」をタップします。

②

Google アカウントに登録する名前と、希望するユーザー名（@の前の部分）を入力し、「次へ」をタップします。

※上段に「名」、下段に「姓」を入力します。

※ユーザー名は、6 文字以上 30 文字以内で入力します。

Google サーバーと通信して、ユーザー名が使用可能か確認しますのでお待ちください。

③

パスワードを入力し、「次へ」をタップします。

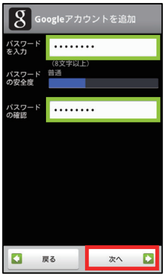

④

「セキュリティ保護用の質問」をタップし、任意の質問を選択して「答え」を入力します。
「予備のメール」の入力欄に、すでにお持ちのメールアドレスを入力し、「作成」をタップします。

「Google 利用規約」画面が表示されたら内容を確認し、「同意して次へ」をタップします。

※タップ後、再び Google サーバーと通信中の画面が表示されますので、そのままお待ちください。

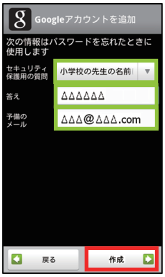

⑤

図で表示されている文字列を入力し、「次へ」をタップします。

⑥

アカウントが追加されていることを確認します。追加されていれば完了です。

5. 便利なアプリケーション
本端末をより便利にご利用いただくためのアプリケーションをご紹介します。

5-1. Wi-Fi AP スイッチ
本端末の Wi-Fi アクセスポイントの ON／OFF をワンタッチで切り替えることができます。

※本端末では、Wi-Fi 接続によるテザリング機能を利用することができます。本端末を Wi-Fi アクセスポイント（親機）として利用することで、Wi-Fi 対応のパソコンやゲーム機など（子機）をインターネットに接続できます。

＜利用手順＞
※初回は Google Play からダウンロードが必要です。ダウンロードができない場合は、一度 Google Play を終了させてから再度ダウンロードしてください。

①ホーム画面で「Wi-Fi AP スイッチ」

をタップします。

②Google Play で「Wi-Fi AP スイッチ」の案内が表示されますので、「更新」→「同意してダウンロード」をタップし、「Wi-Fi AP スイッチ」をダウンロードします。
（ダウンロードが完了すると、ホーム画面に「Wi-Fi AP スイッチ」のウィジェットが表示されます。）

③Wi-Fi アクセスポイントの設定を行います。
ウィジェットの「設定ボタン」から「Wi-Fi アクセスポイントの設定」→「Wi-Fi アクセスポイントを設定」をタップし、「ネットワーク SSID」（あらかじめ設定されています）、「セキュリティ」[注]、「パスワード」を設定して、「保存」をタップします。

注 初期状態のセキュリティ設定は「Open」となっておりますが、不正利用などの危険を防ぐため、「WEP」などのセキュリティ設定を行ってください。

④ウィジェットから Wi-Fi アクセスポイントを ON にしてご利用ください。

5-2. オンラインサポートアプリ
オンラインサポートアプリは、MEDIAS NEC-102 のサポートサイトにすぐに接続できるアプリです。サポートサイトでは、本端末の使い方、よくある質問、お問い合わせ窓口、おすすめアプリなど、便利な情報を入手できます。

＜利用手順＞
ホーム画面で「オンラインサポート」

をタップして、サポートサイトに接続します。
※MEDIAS NEC-102 のサポートサイト http://support.biglobe.ne.jp/nec102/

5-3. 「G ポイント」アプリ
「G ポイント」アプリは、G ポイントサイトへすぐに接続できるアプリです。G ポイントサイトでは、ポイントをためたり、交換したりとさまざまなポイントサービスが利用できます。

> G ポイントは、主要電子マネー、航空マイルなど約 140 社と提携するポイント交換サービスです。月々の接続サービスの利用はもちろん、BIGLOBE のサービス利用でも G ポイントがたまり、たいへんお得です。ぜひご登録ください。

＜利用手順＞
ホーム画面で「G ポイント」

をタップして、G ポイントサイトへ接続します。
こちらのサイトから G ポイント会員登録手続きをしてください。

※BIGLOBE のサービス利用で G ポイントをためるには、G ポイント会員登録後、BIGLOBE ID との対応付けが必要です。詳細は https://gpoint.sso.biglobe.ne.jp/gp/entry/a0/start.php を参照してください。

6. BIGLOBE メールの利用方法

本端末で BIGLOBE メールを利用するには、プリインストールされているメールアプリを使う方法と、Web メール機能を使ってブラウザでメールを見る方法があります。

6-1. メールアプリを使う場合

はじめにメールアプリの設定が必要です。
設定の際に mobile sync 機能（Exchange）を使うように設定すると、メール、カレンダー、アドレスブックと同期をとることができ、便利にお使いいただけます。

＜mobile sync 機能（Exchange）を使った設定方法＞

①ホーム画面で「メール」

をタップします。

②メールアカウントがまだ設定されていない場合、「メールアカウントの登録」画面が表示されるので、BIGLOBE メールアドレスと BIGLOBE パスワードを入力します。
入力が完了したら「次へ」をタップします。

メールアドレス	BIGLOBE のメールアドレスを入力
パスワード	BIGLOBE 会員証に記載の「BIGLOBE パスワード」を入力 ※パスワードを変更した場合は、変更後のパスワードを入力します。

③「このアカウントのタイプ」で Exchange を選択します。
※「サーバー設定」画面が表示されるまでしばらくお待ちください。

④「サーバー設定」画面が表示されたら、以下の表のように入力し、「次へ」をタップします。
※サーバーと通信する間、しばらくお待ちください。

ドメイン＼ユーザー名	BIGLOBE のメールアドレスを入力 ※先頭の“＼”は機種によって表示されない場合があります。表示された場合は、削除せずに“＼”の後から続けて入力してください。
パスワード	手順②と同じ「BIGLOBE パスワード」を入力 ※自動入力されている場合は、入力の必要はありません。
サーバー	webmail.sso.biglobe.ne.jp
安全な接続（SSL）を使用する	チェックする
すべての SSL 証明書を承認	チェックしない

以降は、画面の案内にしたがって設定してください。

設定方法の詳細や、Exchange 以外の設定方法などについては、
http://support.biglobe.ne.jp/settei/mailinfo/ をご覧ください。

6-2. Web メール機能を使う場合

BIGLOBE からの入会資料に同梱の「家でも外でも使える BIGLOBE メール活用ガイド」をご覧になり、Web メール機能をご利用ください。

7. 参考情報

本端末の取扱説明書は、以下のホームページからダウンロードできます。

［NEC カシオモバイルコミュニケーションズ株式会社提供］
http://www.n-keitai.com/guide/download/manual/nec102/index.html
※URL および掲載内容については、将来予告なしに変更することがあります。

「BIGLOBE 3G」重要事項

■デイタイムプランについて

・ ご利用可能時間は午前２時から午後８時（日本時間）となります。この時間帯以外はご利用いただけません。この時間帯以外にご利用いただくにはスタンダードプランへのプラン変更が必要です。

■ご契約について

・ サービス開始日はお客さまの UIM カードの受け取りを BIGLOBE が確認した日となります。サービス開始日はメールにてご連絡します。
・ サービス開始月（サービス開始日が属する月）の月額費用はかかりません。サービス開始月の翌月より月額費用がかかります。ただし、サービス開始月に解約された場合、月額費用を課金いたします。
・ 本サービスの契約には音声通話は含まれておりません。

■UIM カードについて

・ UIM カードはレンタルとなります。
・ UIM カードが故障または紛失した場合、UIM カード再発行手数料（3,150 円（税込））をお支払いいただきます。

■端末について

・ 端末の保証内容は保証書をご確認ください。故障した場合は、保証書に記載のお問い合わせ先にお問い合わせください。
　－BIGLOBE から NEC カシオモバイルコミュニケーションズ株式会社製「MEDIAS NEC-102」をご購入された場合
　BIGLOBE デジタル機器サポートセンターへお問い合わせください。なお、故障した場合は修理ではなく、交換となります。

■スタンダードプランまたはデイタイムプランの定期利用期間および契約解除料について

・ 初回お申し込み時の定期利用期間は、サービス開始日からサービス開始月の翌月を１カ月目として 24 カ月目の末日までです。定期利用期間の最終月を更新月とし、更新月中に本サービスの解約のお手続きがない限り、以降 24 カ月毎に定期利用期間が自動更新されます。
・ 定期利用契約の更新月を除き、本サービスの解約時に、プラン契約解除料（9,975 円（税込））のお支払いが必要となります。

■アシストパックの利用期間および契約解除料について

・ アシストパックの月額加算料は、アシストパックの利用開始月（アシストパックの利用開始日が属する月）はかかりません。アシストパック利用開始月の翌月より月額加算料がかかります。
・ アシストパックの利用期間は、アシストパックの利用開始日から、アシストパックの利用開始月の翌月を 1 カ月目として 24 カ月目の末日までです。利用期間の最終月を満了月とし、自動的に終了します。
・ 満了月以外にアシストパックを解約した場合、プラン契約解除料とともに、アシストパック加算分契約解除料のお支払いが必要となります。
・ アシストパック加算分契約解除料は、月額加算料に残余月数を乗じた料金となります。残余月数は、24 から利用実績月数（アシストパックの利用月の翌月を起算月とし、アシストパック契約の解約または終了する日が属する月までとします。ただし、アシストパックの利用開始月は０とします。）を引いた月数となります。
・ アシストパックの利用開始日はサービス開始日と同日となります。

■帯域制御について

・ 公平な通信速度を維持するために、通信速度を制限する場合があります。
・ 特にご利用の多いお客さま（直近72時間（3日間）の通信量の合計が360MB（300万パケット相当）以上）に対して、通信速度や通信量を制限する場合があります。
・ ファイル交換（P2P）アプリケーション等のデータ通信は、通信速度を制御、または使用を制限させていただく場合があります。
・ 帯域制御の内容は、変更する場合があります。

■プラン変更について

・ 料金プラン変更手数料（3,150円（税込））が必要になります。
・ 料金プラン変更のお申し込み後のキャンセルはできません。
・ デイタイムプランからスタンダードプランのみ変更が可能です。お申し込み月はデイタイムプランの料金となり、翌月からスタンダードプランの料金となります。
・ デイタイムプランからスタンダードプランへの料金プラン変更申込後、午前 2 時から午後 8 時（日本時間）以外の時間もご利用可能となります（1日中ご利用可能となります）。
  ※プラン変更の手続き完了後、ご利用の端末を再起動させる必要があります。
・ スタンダードプランからデイタイムプランへの変更はできません。
・ 料金プランを変更した場合、定期利用期間はそのまま引き継がれますので、料金プラン変更時にプラン契約解除料とアシストパック加算分契約解除料はかかりません。

■ご解約について

・ 以下の場合は「BIGLOBE 3G」が解約となります。
  －BIGLOBEを退会、利用停止された場合
  －接続コースを解約した場合
・ 解約のお申し込みをされた月（解約月）は月末までご利用いただけます。
・ 解約月に、再度お申し込みいただくことはできません。
・ 解約月の月額費用は全額かかります（日割りされません）。
・ ご解約の際はUIMカードのご返却が必要となります。

■UIMカードのご返却について

・「BIGLOBE 3G」の解約後 20 日以内にUIMカードをご返却いただく必要があります（端末をご返却していただく必要はありません）。万が一、解約前に UIM カードを返却した場合、「BIGLOBE 3G」を解約させていただきます。
・ お客さまがUIMカードにデータを保存された場合は、ご自身で削除してご返却ください。
・ UIMカードの返却時には、お申し込み時にお届けしたUIMカード返却台紙と返信用封筒をご利用ください（発送費用はお客さま負担となります）。
・ お客さまの私物を誤って同梱されませんようご注意ください。私物を同梱された場合は、受領後 2 カ月経過後、廃棄させていただきます。

■お手続きについて

・ 退会またはインターネット接続のご解約、変更など各種お手続きをなされる場合は、会員サポート（http://support.biglobe.ne.jp/）をご確認いただくか BIGLOBE カスタマーサポート インフォメーションデスクへお問い合わせください。

BIGLOBEサービス「BIGLOBE 3G」特約

NECビッグローブ株式会社

第1章　総則

第1条(「BIGLOBE 3G」の提供)

NEC ビッグローブ株式会社(以下「当社」といいます。)は、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下「ドコモ」といいます。)による卸電気通信役務を利用して、この特約に基づき、BIGLOBEサービス「BIGLOBE 3G」(以下「本サービス」といいます。)を提供します。本サービスの内容の詳細は、当社のウェブサイト上に掲示します。

2　本サービスの提供には、この特約に定めるものを除き、当社の別途定める「BIGLOBE 会員規約」、「BIGLOBE 法人会員規約(BIGLOBE オフィスサービス)」、または「BIGLOBE 法人会員規約(料金制選択コース)」(以下、総称して「会員規約」といいます。)の規定が適用されます。この特約と会員規約の規定とが抵触するときは、本サービスの提供に関する限り、この特約が優先します。

第2条(この特約の変更)

当社は、一定の予告期間をもって当社所定の方法に従い本サービス会員に通知することにより、この特約の全部または一部を変更することができます。この場合、その予告期間内に、本サービス会員からこの特約の第 14 条に基づく本サービス契約の解除の通知が当社に対してなされないときは、かかる変更につき本サービス会員による承諾があったものとみなします。

第3条(用語の定義)

会員規約において定義された用語の意味は、この特約においても同一の意味を有します。

2　前項に定めるほか、この特約において、次の各号の用語の意味は、各号に定めるとおりとします。

(1)「本サービス契約」とは、当社から本サービスの提供を受けるための契約をいい、第 9 条に基づき会員が行った本サービス契約の申し込みを第10条に基づき当社が承諾することにより成立します。

(2)「本サービス会員」とは、この特約に基づき当社との間で本サービス契約が成立している者をいいます。

(3)「BIGLOBEサービス」とは、当社が会員規約の規定に基づき提供するサービスをいいます。

(4)「契約者端末」とは、本サービスの提供を受けるために、本サービス会員が保有している必要のあるパーソナルコンピュータ等の機器をいいます。

(5)「移動無線装置」とは、契約者端末のうち、本サービスを利用するために必要となるアンテナおよび無線送受信装置であって、契約者端末のパーソナルコンピュータに装着もしくは接続される、当社所定の技術基準等を満たすものをいいます。

(6)「データ端末」とは、移動無線装置であって、当社の定める「「BIGLOBE 3G」データ端末の販売特約」(以下「当社端末特約」といいます。)に基づき提供されるもの、または本サービス会員が自ら調達するものをいいます。

(7)「契約者回線」とは、本サービスの提供にあたり、無線基地局設備と本サービス会員の保有するデータ端末との間に設定される電気通信回線をいいます。

(8)「料金等」とは、本サービスの提供に係わる料金その他の債務およびこれにかかる消費税等相当額をいいます。

(9)「UIMカード」とは、契約者識別番号その他の情報を記憶することができるICカードであって、当社が契約者に貸与するものをいいます。

(10)「ユニバーサルサービス」とは、電気通信事業法第 7 条の規定により、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める加入電話、公衆電話、緊急通報(110番・118番・119番)の電話サービス等の基礎的電気通信役務をいいます。

(11)「ユニバーサルサービス料」とは、ユニバーサルサービス提供の確保のため必要な負担金として、その使用している電話番号の数に比例した額を、基礎的電気通信役務支援機関である社団法人電気通信事業者協会を通じて、東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社に支払うために、当社がユニバーサルサービスを利用される本サービス会員からこの特約に定める方法および金額にて徴収する料金をいいます。なお、本サービスにおいては、UIM カードごとに電話番号が割り振られており、その電話番号に対して、ユニバーサルサービス料が発生します。

第2章　本サービスの提供区域および内容

第4条(本サービスの提供区域)

本サービスの提供に係わる契約者回線の終端とすることができる場所は、当社の別途定める区域内とします。

第5条(本サービスの内容等)

当社は、本サービスを、会員規約に係るサービスに対するオプションサービスとして提供します。

2　本サービスは、最大通信速度を保証するものではなく、通信設備や契約者端末、配線などの状況、他回線との干渉、回線の混雑状況、無線基地局設備から契約者回線の終端までの距離などにより、実際に利用可能な通信速度が低下します。

3　当社は、本サービス会員が一定時間内に当社所定の基準を超えるトラフィック量を継続的に発生させる場合、および本サービス会員間の公平性を確保するために、通信量や速度を制限することができるものとします。

4　本サービスの利用のためには、データ端末が必要となります。本サービス会員は、次の各号のいずれのパターンによりデータ端末を入手す

るものとします。

(1)　購入パターン（以下「購入パターン」といいます。）

当社端末特約に基づき当社から購入するデータ端末により本サービスを利用開始するパターンをいいます。

(2)　調達パターン（以下「調達パターン」といいます。）

本サービス会員が自ら第三者から購入等の方法により調達するデータ端末により本サービスを利用開始するパターンをいいます。

5　当社が本サービスを開始する日（以下「本サービス開始日」といいます。）は、UIM カードが本サービス会員に到着したことを当社が認識した日とします。

6　本サービスには、次の料金プランがあります。本サービス会員は、第8条に定める申し込みの時に、いずれかを選択するものとします。

料金プラン	内容
スタンダードプラン	別表 2-2 に定める月額利用料が発生します。
デイタイムプラン	午前2時から午後8時（日本時間）（以下「対象時間」といいます。）に本サービスを利用することができるプランをいい、 別表2-2に定める月額利用料が発生します。なお、対象時間以外の時間帯でも、当社所定の本サービスの一部機能（第18条第1項所定の料金プランの変更手続きをいいます。）を利用することができます。

第6条（定期利用契約）

本サービスは、定期利用契約となります。定期利用契約は、本条第 2 項に定める一定期間において本サービス会員が継続的に本サービスを利用することをその契約条件とします。

2　本サービスの利用期間は、本サービス開始日から、その日が属する月の翌月を起算月とする 24 カ月間の期間が満了する日までとします。それ以降は、本条第4項に従い、24カ月ごとに利用期間が自動更新されます。

3　本条に基づき定期利用契約として本サービス契約を締結する本サービス会員（以下「定期利用契約者」といいます。）は、前項の利用期間の満了と同時に契約を終了させるときには、その満了月中に、当社指定のホームページにて本サービス契約の解除の手続きを行っていただきます。

4　定期利用契約者が定期利用契約の満了月中に前項の手続きを行わなかった場合は、その満了月の翌月初日に定期利用契約は自動的に更新されます。更新後の定期利用契約の契約期間は、直前の定期利用契約の満了月の翌月初日から起算し24カ月間となります。

5　前項の規定は、その規定に基づき更新された定期利用契約の満了月が到来する都度、同様に適用されます。

6　定期利用契約者は、定期利用契約の満了月以外に本サービス会員が定期利用契約の本サービス契約の解除手続きを行った場合、または、本サービス会員が第11条の各号のいずれかに該当したために当社が第11条に従い定期利用契約の満了月以外に本サービス契約を解除した場合、別表 2-3 に記載するプラン契約解除料を、その解除時に支払うことを要します。

第3章　契約

第7条（契約の単位等）

1の本サービス会員が締結できる本サービス契約の数は1本に限ります。

第8条（本サービス契約の申し込み資格）

本サービス契約の利用の申し込みを行うことができるのは、次の各号のいずれかの者とします。

(1)「BIGLOBE 会員規約」に基づく会員:

接続コースご利用の BIGLOBE 会員および当該会員が許可した家族会員サービス利用特約に基づく家族会員

(2)「BIGLOBE 法人会員規約（BIGLOBE オフィスサービス）」、または「BIGLOBE 法人会員規約（料金制選択コース）」に基づく会員:

上記規約に定めるアプリケーションコース以外のコースご利用の管理者および登録利用者（ただし、登録利用者は、管理者から許可された者に限ります。）

第9条（契約申し込みの方法）

申込者には、会員規約およびこの特約を承諾のうえ、当社所定の方法により、それぞれ選択したパターンに応じて、本サービス契約の内容を特定するために必要な氏名等の事項を申告のうえ、本サービス契約の申し込みを行っていただきます。

第10条（契約申し込みの承諾）

本サービス契約は、前条所定の申し込みを当社が承諾したときに成立します。

2　当社は、前条の申し込みを行った申込者と当社との間に既に有効な本サービス契約が成立している場合は、第7条の規定により、この申し込みを承諾しません。また、当社は、次の各号の何れかに該当する場合には、本サービス契約の申し込みを承諾しないことがあります。また、当社は、本サービス契約成立後であっても、次の各号の何れかに該当することが判明した場合には、当社所定の方法にて本サービス会員に通知することにより、本サービス契約を解除することができます。ただし、本項第 2 号または第 4 号の場合には、当社は、相当の期間を定めてその事実を是正するよう催告し、この期間内に是正されないときに、当社所定の方法にてこの本サービス会員に通知することにより、会員契約または本サービス契約を解除することができます。

(1) 本サービス契約の申込時に申込者が当社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
(2) 申込者が、料金等もしくはその他当社が提供するサービスに係わる料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断した場合
(3) 過去に不正使用などにより本サービス契約もしくはBIGLOBEサービスに関連する契約等の解除、またはBIGLOBEサービス等の利用を停止されていることが判明した場合
(4) 申込者が未成年者等であって、本サービス契約の申し込みに当たり法定代理人等の同意を得ていない場合
(5) この特約第26条の規定に違反するおそれがある場合
(6) その他本サービス契約の申し込みを承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると当社が判断した場合
(7) 本サービス契約の申し込み後、データ端末およびUIMカード、またはUIMカードが申込者指定の住所に届かず、未着荷の状態が21日間経過した場合
(8) 過去に当社が貸与するUIMカードの返却の義務を怠ったことが判明した場合

3 前項の規定により本サービス契約が解除された場合、本サービス会員は、本サービスの利用に係わる一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに支払わなければなりません。

第11条(契約の解除等)

当社は、本サービス会員が次の何れかに該当した場合に、何らの責任も負うことなく、本サービス契約を解除することができます。

(1) 本サービス会員が会員契約を解除した場合
(2) 本サービス会員が会員規約に基づき提供されるBIGLOBEサービスを利用停止となった場合
(3) 本サービス会員がコース変更等により第8条所定の申込資格を喪失した場合
(4) 本サービス会員がUIMカードを当社に返却した場合

2 当社は、前項の規定により本サービス契約を解除しようとするときには、あらかじめその旨を本サービス会員に通知します。ただし、緊急でやむを得ない場合は、この通知を行うことなく本サービス契約の解除を行うことができます。

第12条(提供中止)

当社は、次の何れかの場合には、本サービス会員に対する本サービスの提供を中止することがあります。

(1) 当社の無線基地局設備、電気通信設備もしくは電気通信回線の保守上または工事上やむを得ない場合
(2) その本サービス会員が、本サービスの提供に使用される設備に過大な負荷を与える行為その他この設備の運用に支障を与える行為を自ら行い、または第三者に行わせた場合

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を本サービス会員に通知する必要があります。ただし、緊急やむを得ない場合は、この通知を行うことなくその中止を行うことができます。

3 当社は、第1項による本サービスの提供の中止につき、何ら責任を負いません。

第13条(利用停止)

当社は、この特約上の義務を現に怠りまたは怠るおそれがある本サービス会員、または、会員規約によりBIGLOBEサービスが利用停止となった本サービス会員については、何らの責任も負うことなく、本サービスの利用も停止します。

第14条(本サービス会員による本サービス契約の解除)

本サービス会員が本サービス契約を解除しようとするときは、当社所定のウェブページ上からその旨を当社に通知します。当社が別途承諾した場合を除き、その他の方法による通知は無効とします。この場合、本サービス会員から通知があった時点で、本サービス契約は解除となります。

第4章　料金等

第15条(料金等)

料金等の体系は、次のとおりとします。

(1) 初期費用
(2) 月額費用
(3) その他の料金

2 前項各号所定の料金の具体的な金額は、別表によるものとします。

第16条(初期費用)

本サービス会員は、当社に本サービス契約の申し込みをし、その承諾を受けたときは、当社に初期費用を支払わなければなりません。

第17条(月額費用)

本サービス会員は、本サービス開始日が属する月の翌月初日から起算して、その本サービス契約の解除または終了があった日が属する月

の末日までの期間について、当社に本サービスの月額費用を支払わなければなりません。なお、本サービス開始日が属する月の月額費用は無料とします。
2　当社は、この特約に別段の定めがある場合を除いて、前項に定める期間中の各月または前項により月額費用の支払対象月とされている各月における当社所定の締め日にて、その締め日が属する月に係わる本サービスの月額費用を本サービス会員に請求します。
3　本サービス会員が、当社が本サービス会員による本サービス契約の申し込みを承諾した日が属する月に、本サービス契約の解除の通知をした場合、本サービスの月額費用の 1 カ月分を当社に支払わなければなりません。
4　この特約第 12 条の規定により本サービスの提供中止があったときは、本サービス会員は、その期間中の月額費用の支払いを要します。
5　この特約第 13 条の規定により本サービスの利用停止があったときは、本サービス会員は、その期間中の月額費用の支払いを要します。

第 18 条（料金プランの変更）
本サービス会員が料金プランの変更を希望する場合、この特約を承諾のうえ、当社所定の方法にて変更手続きを行っていただきます。なお、料金プランの変更ができるのは、デイタイムプランからスタンダードプランのみとします。また、この料金プランの変更手続きは、当社所定の方法により対象時間以外の時間帯でも行うことができます。
2　前項の場合、かかる料金プランに係る内容の変更は、この変更手続きを行った日から適用されますが、変更後の料金プランに係る月額利用料は、本サービス会員がこの変更手続きを行った日が属する月の翌月から適用されるものとします。
3　料金プランの変更には、別表 2-3 の料金プラン変更手数料の支払いを要します。

第 19 条（料金債務の存続）
会員規約またはこの特約所定の条件に従い本サービス契約を解除し、または解除された本サービス会員が解除時において未だ支払いを完了していないこの特約所定の料金（解除後に発生するものを含みます。）についての債務は、かかる本サービス会員による支払いが完了するまで、その解除後も消滅しません。

第5章　雑則

第 20 条（責任の制限）
当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（本サービスの利用に関し著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、1 日の営業時間の全部についてその状態が連続したときに限り、対象となる本サービス会員の損害賠償請求に応じます。なお、かかる請求に対して当社が賠償する損害の範囲については、本条第 2 項から第 4 項の規定が適用されます。
2　前項の場合における損害賠償の範囲は、対象となる本サービス会員に現実に発生した通常損害とし、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（1 日の倍数である場合に限ります。）に対応する本サービスの料金等（対象となるサービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日に属する料金月の前 6 料金月の 1 日あたりの対象となるサービスの平均料金（前 6 料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別途定める方法により算出した額）により算出します。）に、これに対応する消費税等相当額を加算した額の範囲内で、かつ、その総額は、1 日あたりの対象となるサービスの平均料金の30日相当額に、これに対応する消費税等相当額を加算した額以下とします。
3　本条第 1 項の場合において、当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。
4　当社は、他の電気通信事業者の責に帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合、当社が他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を本サービスが利用できなかった本サービス会員全員に対する損害賠償の限度額とし、かつ、本サービス会員に現実に発生した通常損害に限り賠償請求に応じます。

第 21 条（無保証）
当社は、本サービスについて、完全性、正確性、有用性または正当性に関する保証、本サービス会員の利用目的に適合することの保証、および通信速度に関する保証を含め、何らの保証も行いません。

第 22 条（UIM カード）
本サービスの利用には、当社から UIM カードをレンタルしていただくことが必要となります。
2　本サービス会員は、UIM カードを善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。
3　当社は、UIM カードが故障した場合または紛失した場合、当社に別表 2-3 に定める UIM カード再発行手数料の支払いを要します。ただし、本サービス会員の責に帰すことのできない事由を除きます。
4　本サービス会員は、本サービス契約を解除した場合、UIM カードを自らの費用負担により当社指定の方法により当社に速やかに返却するものとします。
5　本サービス会員は、UIM カードを返却する場合、当社所定の方法により、UIM カードを、UIM カードに含まれるプログラム、データ等を、利用者の責任において消去したうえで、速やかに当社に返却しなければなりません。この場合において、消去を行わないまま当社に返品された場合、当社は、当該プログラム、データ等の漏洩等につき、一切の責任を負わず、また、当該プログラム、データ等を自由に処分できるものとします。また、本サービス会員が UIM カードとともに、UIM カード以外の物品等を当社に送付したときは、当社は、当該物品等を受領してか

ら 60 日が経過した後、当該物品等を廃棄することができるものとし、本サービス会員は、かかる廃棄に対して異議を述べることは一切できません。なお、当社は、本サービス会員の物品等の保管義務を負うものではありません。

第 23 条(会員情報等の取り扱い)

本サービス会員は、本サービス会員が本サービス契約の申し込みに際して入力し事項(以下「会員情報」といいます。)を次の各号に定める範囲において、当社が利用することに同意していただきます。

(1) 本サービスを提供すること。

(2) 当社または提携先等第三者の商品もしくはサービス等に関する広告、宣伝、および各種イベント・特典を実施するため、ならびにこれらに関する情報の提供その他の連絡のための電子メールの送信もしくは印刷物の郵送等(サンプル・試供品の配送その他の提供を含みます。)を行い、または電話をするために会員情報を利用すること。

(3) 当社が、UIM カードまたはデータ端末等の配送等の目的で、UIM カードまたはデータ端末等の配送のために必要な会員情報を、UIM カードまたはデータ端末等の配送にかかる業務の委託先に開示すること。

(4) 第1号および第2号の場合において、利用目的の達成に必要な業務を委託する目的で、会員情報を安全管理措置を講じたうえで業務委託先に対して会員情報の取り扱いについて委託すること。

第 24 条(本サービスの変更または廃止)

当社は、本サービスの全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができます。この場合、第 2 条の規定を準用します。

2 当社は、前項による本サービスの全部もしくは一部の変更、追加または廃止につき、何ら責任を負いません。

第 25 条(契約者端末、UIM カードの取り扱い)

本サービス会員は、自己の費用と責任において、契約者端末および UIM カードを設置するとともに、本サービスの利用にあたり契約者端末および UIM カードを正常に稼働するように維持および管理しなければなりません。

2 UIM カードについては、その使用権のみが本サービス会員に許諾され、その所有権は当社または当社に貸与する第三者が保有します。

3 当社は、契約者端末の選択を誤ったため、または、契約者端末の故障その他瑕疵等のため、本サービス会員が本サービスを正常にまたは全く利用できなかったとしても、何ら責任を負いません。

第 26 条(無線事業における利用の禁止)

本サービス会員は、本サービスについて、自らまたは他の電気通信事業者が行う無線事業(電気通信事業法施行規則に定める公衆無線 LAN アクセスサービス、携帯電話または PHS に係る電気通信事業をいいます。)の用に供してはなりません。

第 27 条(アシストパックの特則)

第9条の規定に基づき本サービス契約の申し込みを行おうとする者は、かかる申し込みと同時に、別途定める特典を受けることのできるサービス(以下「アシストパック」といいます。アシストパックには本サービスが含まれます。)の申し込みを行うことができます。この場合、第 10 条の規定を準用します。なお、本サービスをすでにご利用中の本サービス会員は、アシストパックの申し込みを行うことができません。アシストパックの利用に関する当社と本サービス会員との契約を、アシストパック契約といいます。

2 アシストパック契約の期間(以下「アシストパック利用期間」といいます。)は、アシストパックの利用開始日(以下「アシストパック利用開始日」といいます。)から、その日が属する月の翌月を起算月とする 24 カ月間の期間が満了するまでとし、当該期間満了後、自動的に終了します。アシストパックの利用開始日は、本サービス開始日と同一とします。また、アシストパック利用期間満了後は本サービス契約が開始し、本サービスを継続してご利用いただきます。

3 アシストパック契約を締結した本サービス会員は、アシストパック利用開始日が属する月の翌月初日から起算して、そのアシストパック契約の解除または終了があった日が属する月の末日までの期間について、別表2-2 所定の月額費用とあわせて別表2-4 所定の月額加算料を当社に支払わなければなりません。なお、アシストパック利用開始日が属する月の月額加算料(第 17 条第 3 項の規定にかかわらず、本サービス開始日が属する月に本サービス契約の解約があった場合を含みます。)は、無料とします。

4 本サービス会員は、前項所定のアシストパック利用期間中に、本サービス契約の解除等によりアシストパックが終了した場合、別表 2-3 に記載するプラン契約解除料とともに、別表 2-4 に記載するアシストパック加算分契約解除料を当社に支払わなければなりません。

5 第 18 条所定の料金プランの変更は、アシストパックの利用には影響を及ぼさないものとし、アシストパック利用期間は変更されません。

附 則

この特約は、平成 24 年 6 月 1 日から実施します。

別表

BIGLOBE サービス「BIGLOBE 3G」の料金表

1. 適用

この別表に記載する料金額には、消費税等相当額を含みます。小数点以下は四捨五入して表示します。なお、当社が本サービス会員に請求する際は、本体価格の合計に消費税等相当額を加え、1 円未満の端数を四捨五入します。そのため税込金額の合計と差が生じることがあります。コンテンツ料金、オプションサービス料金その他の料金につきましては、会員規約所定の料金表に定めるとおりとします。

2. 料金額

2-1 初期費用

申込手数料	3,150 円(税込)

2-2 月額費用

月額利用料		
	スタンダードプラン	2,770 円(税込)/月
	デイタイムプラン	1,770 円(税込)/月
ユニバーサルサービス料		5.25 円/月

2-3 その他の料金

プラン契約解除料	9,975 円(税込)
料金プラン変更手数料	3,150 円(税込)
UIM カード再発行手数料	3,150 円(税込)

2-4 アシストパックに係る料金

月額加算料	980 円(税込)/月
アシストパック加算分契約解除料	月額加算料に残余月数を乗じて算出される額※

※残余月数は、24 から、利用実績月数(アシストパック利用開始日が属する月の翌月を起算月とし、アシストパック契約の解除または終了する日が属する月までの数とします。アシストパック利用開始日と同一の月に本サービス契約の解約があった場合は 0 とみなします。)を控除した数とします。

BIGLOBEサービス「BIGLOBE 3G」
対応端末の販売特約

NECビッグローブ株式会社

第1条(規約の適用)

この特約は、NECビッグローブ株式会社(以下「当社」といいます)が当社所定の方法によりBIGLOBE会員またはBIGLOBE法人会員に対して、「BIGLOBE 3G」サービス(以下「対象サービス」といいます。)をご利用いただくための端末(以下「本商品等」といいます。)の販売に関する条件を定めることを目的とします。

2　当社がウェブサイト等(以下「本サイト等」といいます。)において別途提示する諸規定は、それぞれこの特約の一部を構成するものとします。

3　本商品等を購入する方(以下「お客様」といいます。)は、本商品等の購入にあたって、この特約に同意するものとします。当社は、お客様が本商品等の購入をされたことをもって、この特約に同意いただいたものとみなします。

4　本商品等の購入に係わる条件の詳細については、この特約に定めるものを除き当社が別途定める「BIGLOBE 会員規約」、「BIGLOBE 法人会員規約(オフィスサービス)」または「BIGLOBE 法人会員規約(料金制選択コース)」(以下総称して「会員規約」といいます。)およびBIGLOBEサービス「BIGLOBE 3G」特約(以下「対象特約」といいます。)の規定が適用されます。この特約と、対象特約または会員規約の規定とが抵触するときは、本商品等の購入に関する限り、この特約が優先します。

第2条(本契約の申し込み)

本商品等の購入に関する契約(以下「本契約」といいます。)の申し込みをされる方(以下「申込者」といいます。)は、当社所定の方法により当社所定の事項を申告のうえその申し込みを行う必要があります。

2　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の申し込みを承諾しないことがあります。

(1) 申込者が前項の申し込みにおいて当社に対して虚偽の事実を申告したとき

(2) 申込者が対象サービスその他当社のサービスに係わる料金その他債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断した場合

(3) 申込者が本商品等の販売代金、その他本契約に基づく債務の支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合

(4) 申込者が過去において不正使用などにより対象サービスその他当社のサービスの提供に係わる契約の解除、または対象サービスその他当社のサービスの利用を停止されていることが判明した場合

(5) 申込者が未成年者等であって、本契約の申し込みにあたり法定代理人等の同意を得ていない場合

(6) その他、本契約の申し込みを承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があると判断した場合

3　当社が申し込みを承諾しない場合には、当社は、申込者に対しその旨を通知します。

第3条(特約の変更)

当社は、一定の予告期間をもって本サイト等にその内容を表示することにより、この特約を変更することができるものとします。

第4条(本商品等の購入)

本契約は、第2条第1項に基づく申し込みを当社が受け付け、これを承諾した時点で成立するものとします。かかる承諾は、当社所定の方法で通知することにより行われます。

第5条(契約内容の変更)

お客様は、第2条第1項に基づく申し込み時に当社に申告した事項の内容に変更があるときは、当社所定の方法により直ちに当社に通知するものとします。お客様がその通知を怠ったことにより何らかの不利益を被ったとしても、当社は、一切の責任を負いません。

第6条(本商品等の代金等)

本商品等の代金は、本サイト等において商品毎に表示された価格によるものとします。

2　本商品等の配送に要する送料は、本サイト等に送料無料と明記してある商品を除き、お客様の負担とします。

3　お客様は、前項の他に、本サイト等に明記してある付帯費用を負担するものとします。

第7条(支払方法)

お客様は、会員規約に定める方法および、その他当社指定の方法に従い、本商品等の代金を支払うものとします。

第8条(本商品等の引渡し)

当社は、本商品等の配送方法として当社所定の配送業者による宅配便等を利用します。

2　本商品等の配送先は、日本国内に限られるものとします。

3　当社は、本契約締結後、お客様が当社に通知した住所へ本商品等の配送を行います。かかる配送の完了をもって、当社の売主としての引渡債務は履行されたものとします。なお、当該配送を行うにあたっては、お客様の本商品等の支払い方法が確定している必要があります。

4　本条第3項の規定にかかわらず、本商品等の所有権は、前条に基づきお客様による本商品等の代金の支払いが完了したことをもって、お

客様に移転するものとします。

第9条(商品の返品等)

本商品等の返品は、配送中の破損および汚損、当社の責に帰すべき事由による本商品等の手配間違い、その他当社が別途認める場合に限り、行うことができるものとします。なお、この場合、お客様は、当該お客様が本商品等を受領した日から起算して 14 日以内に当該本商品等を返品する旨の通知を当社に行った場合に限り、当該本商品等を交換することができるものとします。

2　前項に基づきお客様が本商品等の返品を行う場合には、当社が別途定める方法に従うものとします。

3　本条に基づく本商品等の返品に要する送料は、当社が負担するものとします。

4　本条第 1 項の期間経過後についての本商品の保証については、本商品に添付される保証書やその他の書面等に記載された条件に従い、本商品の製造元による保証があることがあります。

第 10 条(本契約の解除)

当社は、次の各号の場合、お客様に対し通知のうえ、本契約を解除できるものとします。この場合において、お客様に帰責事由がある場合、当社はお客様に対し、さらに当社の被った損害の賠償を請求できるものとします。

(1)　お客様がこの特約に違反した場合

(2)　本商品等の代金の支払いについて、お客様が支払手段毎に定められた支払期限を過ぎてもなお支払いを行わない場合

(3)　当社に通知した住所に本商品等を配送したにもかかわらず、お客様の不在等により本商品等の引渡ができず、かつ、かかる配送の時から 1 週間経過してもなお、当該お客様から何らの連絡もない場合

2　お客様は、前条第 1 項の場合において、本商品等の交換が不可能であって、当該お客様が本商品等を受領した日から起算して 14 日以内に当該本商品等を返品する旨の通知を当社に行った場合に限り、当社に対し通知のうえ、本契約を解除できるものとします。

3　第 1 項または第 2 項に従い当社が本契約を解除する場合において、その解除の時点において本商品等のお客様への引渡しが完了しているときは、当社は、その本商品等の返還をお客様に要求するか否かを選択することができます。お客様は、当社が返還を要求することを選択した場合は、お客様の費用負担において、かかる本商品等を当社所定の方法により当社に直ちに返還しなければなりません。

第 11 条(個人情報の取り扱い)

本サイト等においてお客様が本商品等の購入の申し込みに際して入力した個人情報その他の情報(以下「個人情報」といいます。)を、当社は、当該お客様の同意なく、第三者に対し開示しまたは漏洩しないものとします。ただし、裁判所の発する令状その他裁判所の判断に従い開示する場合には、この限りではありません。

2　お客様は、当社が、適切な保護措置を講じた上で収集した個人情報(登録情報を含みます。以下同じ。)のうち、次の(1)乃至(8)の各号に定めるものを、当該各号に定めるその利用の達成に必要な範囲内で取り扱うことに同意するものとします。

(1)　お客様の本サイト等の利用に伴い必要となる個人認証、運用業務、および販売内容の説明、変更もしくは中止または本サイト等の廃止に係る通知をするため、氏名、電子メールアドレス、住所等を利用すること

(2)　お客様の請求または購入した資料、試供品、景品および本商品等の配送その他の本商品等の販売をするため、氏名、電子メールアドレス、住所等を利用すること

(3)　お客様からの請求、問合せおよび苦情に対する対応または連絡をするため、氏名、電子メールアドレス、住所等を利用すること

(4)　当社または当社の提携先等第三者の商品またはサービス等の品質向上等を図るためのアンケート調査等を行い、その集計および分析等を行うため、電子メールアドレス、電話番号、住所、性別、生年月日、年齢、購入商品情報、趣味・嗜好その他の属性に係る情報、および当該アンケート調査等の結果得られた情報等を利用すること

(5)　当社または当社の提携先等第三者の商品、サービス等または広告、宣伝その他の情報の内容をお客様毎にカスタマイズする等これらを改良・向上させるため、電子メールアドレス、住所、性別、生年月日、Web サイトの閲覧履歴、電子メールへの反応状況、通信履歴、および本サイト等その他当社が提供するサービスの利用に係る情報等を個別に告知を行うことなく収集するとともに、これらをお客様の個人情報その他当社が知り得た情報等と関連付けて利用すること

(6)　前 2 号に定める当社の提携先等第三者による商品またはサービス等の改良、企画開発またはマーケティング活動のため、前 2 号により得られた情報等を、お客様を識別または特定することができない態様にて、当該当社の提携先等第三者に開示または提供すること

(7)　お客様が購入した商品等の代金の支払いに関連して、本人確認またはクレジットカード情報の照合をする目的で、当該お客様が代金決済に使用する当該クレジットカードの番号、パスワード、有効期限および氏名等の情報を暗号化等の必要な機密保持処置を講じたうえで、当該クレジットカードを発行した会社にて開示または提供すること

(8)　その他任意にお客様の同意を得た利用目的のため、当該お客様の個人情報を利用すること

(9)　裁判所の発する令状その他裁判所の判断に従いお客様の個人情報を開示するため、当該お客様の個人情報を利用すること

3　当社は、前項の場合において、お客様の個人情報を適切に管理するように契約等により義務付けた委託先に対し、利用目的の達成に必要な業務を委託する目的で、当該お客様の個人情報の取扱いを委託することができます。

4　当社は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成 13 年法律第 137 号)第 4 条第 1 項各号に該当する請求があった場合、本条第 1 項の規定にかかわらず、当該請求の範囲内で情報を開示することがあります。

第 12 条(不正注文について)

当社は、本商品等の購入の申し込みに関して、本商品等の配送がなされたかどうかに拘らず、第三者によるなりすまし等の不正行為があったと推定した場合において、本人確認のために当該申し込みの支払いに係るクレジットカードの名義人および当該クレジットカードの発行会社に対して、注文情報を開示いたします。また、当該注文行為が本人によるものでないと確認したときには、当該注文に係る本契約を無効とします。

第13条(免　責)

当社は、本サイト等の利用および本サイト等において販売される本商品等に関連してお客様その他第三者が被る損害、損失、不利益について、この特約に定める他、当社の故意または重過失に起因する場合を除き、一切責任を負わないものとします。

第14条(著作権等)

お客様は、本サイト等を利用することにより得られる情報を、当社および当該情報に関し正当な権限を有する者の事前の承諾なく、お客様の私的利用以外の目的で複製、公衆送信、出版、配布、放送その他方法のいかんを問わず自ら利用せず、および、第三者による利用に供しないものとします。

第15条(法令等の遵守)

お客様は、本サイト等において購入した本商品等に関して、全ての関連法規、規則および命令等(日本国の外国為替及び外国貿易法を含みますが、これに限りません。)を遵守するものとします。

第16条(準拠法および合意管轄)

この特約に関する準拠法としては、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

2　本契約または本サイト等の利用に関連してお客様と当社との間で紛争が生じたときは、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第17条(禁止行為)

お客様は、次の各号の行為をしてはなりません。

(1) 本商品等に添付または格納されているプログラムの全部または一部の解析、改造、複製、改変、第三者への売却、譲渡、その他当該プログラムに関する著作権その他権利を侵害する行為

(2) 本商品等を分解もしくは損壊し、または本商品等に線条その他の導体を連絡する行為

第18条(対象サービス契約の解除との関係)

当社は、対象サービス契約の解除を理由とするお客様からの本契約の解除の申し出または本商品等の返却の申し出は、その終了の理由の如何を問わず、一切承諾しません。なお、対象サービス契約を解除した場合において、お客様が誤って本商品等を当社または業務委託先に返却したときは、当社は、60 日間の保管期間を経てその本商品等およびそれ以外の物品等を廃棄することができ、お客様は、かかる廃棄に対して異議を述べることは一切できません。

附則　この特約は、平成24年6月1日から実施します。